

議案第54号

取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査に関する事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により，取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査に関する事務を別記規約により茨城県に委託する。

平成29年10月3日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査について，その事務を茨城県に委託するため，議会の議決を求めるものです。

## 別記

### 取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査に関する事務の委託に関する規約

#### (委託事務の範囲)

第1条 取手市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、平成27年11月11日に発生した取手市立中学校の生徒の自殺事案について、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第11条第1項に規定するいじめ防止基本方針に基づく同法第28条第1項に規定する調査と並行して取手市長が行う当該事案に係る事実関係を明確にするための調査を茨城県に委託し、茨城県は、これを受託するものとする。

#### (委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、茨城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

#### (経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、取手市の負担とする。

- 2 委託費の額及び納付の方法は、取手市長と茨城県知事が協議して定めるものとする。この場合において、茨城県知事は、あらかじめ、委託費の見積りに関する書類を取手市長に送付するものとする。

#### (経理上の措置)

第4条 茨城県知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、茨城県の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

#### (決算の場合の措置)

第5条 茨城県知事は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、併せて当該決算の委託事務に関する部分を取手市長に通知するものとする。

#### (繰越金)

第6条 茨城県知事は、各年度において、委託事務の管理及び執行に係る予算に残額があるときは、これを翌年度における委託費として繰り越して使用することができるものとする。この場合において、茨城県知事は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納の閉鎖後速やかに取手市長に提出するものとする。

#### (連絡会議)

第7条 茨城県知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため必要と認めるときは、取手市長との連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定改廃の措置)

第8条 茨城県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される茨城県の条例等について制定又は改廃があった場合においては、茨城県知事は、直ちにその旨を取手市長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、取手市長は直ちにその旨を公表しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、取手市長と茨城県知事が協議して、定めるものとする。

付 則

1 この規約は、平成29年11月1日から施行する。

2 取手市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する条例等が取手市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該廃止に係る委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、茨城県知事がこれを決算する。この場合において、当該決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに取手市長に還付しなければならない。